

休 止 申 請 書

申請日 年 月 日

(公財)北海道サッカー協会 御中

地区サッカー協会 御中

このたび、下記の理由により審判登録を休止いたします。

| | | |
|----------------|---|---------|
| 審判員氏名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 認定資格 | サッカー 級 | フットサル 級 |
| 審判登録番号 | R | R |
| 最終更新講習会 受講日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 休止理由 | | |
| 休止期間 | 年 4 月 1 日 から 年 3 月 3 1 日 まで (1年間) | |

審判員 → 所属地区協会 → (公財)北海道サッカー協会

- ※1 この申請は、別紙『審判の「登録休止」について』に該当する審判員の方のみが対象となります。
- ※2 申請書送付前に、必ずWeb登録データで現住所などを確認してください。

.....
 年 月 日
 様

上記申請を承認いたしました

地区サッカー協会

(別紙)

審判の「登録休止」について

- 「登録休止」とは、
 - ①「登録休止」を申請できる審判は、「長期に海外の勤務をする為に、日本での審判活動ができない者」や「長期に病気治療などの為に審判活動ができない者」である。
 - ②「登録休止」とは、審判としての次年度の「登録を休止」することである。

- 「登録休止」をすると、
 - ①「登録休止」の申請がF Aによって認められた審判は、次年度の登録をする為の「講習の受講」及び「更新の手続き」を免除される。
 - ②「登録休止」の申請がF Aによって認められた審判は、年度が変わる時に審判の「登録が休止」となる。
(例：2015年度の「登録審判」で2016年度の「登録を休止」する者の登録は、2016年3月31日まで審判として登録され、2016年4月1日より審判の登録が「休止」となる)

- 「登録休止からの復活」をするには、
 - ①審判の登録を「休止」している審判が「登録休止からの復活」をするには、認定F Aの「審査」を受けなければならない。
 - ②「審査」によって「登録休止からの復活」を認められた審判の登録は、認定F Aが「登録」を認めた日から復活となる。

- 1年度内で一時的に審判の活動ができない場合（海外出張や風邪などによる体調不良）は、審判の「登録休止」にはあらず、「活動の一時的休止」にあたるので所属F Aに連絡するのみとする。